

反処分・反テロ裁判控訴審勝利にあたって

本日、東京高等裁判所は、平成21年（ネ）第729号損害賠償等請求控訴事件（通称「反処分・反テロ裁判控訴審」）で、組合側及び会社側双方の控訴を棄却する判決を言い渡した。残念ながら、私たちが請求していた、JR東海労働組合への損害賠償と、原告に対する処分無効を勝ち取ることは出来なかったが、会社側控訴を棄却し、第一審判決（2009年1月15日）で言い渡された、原告組合員5名への損害賠償（一人33万円を支払うこと）を命じた判決を支持したことは、極めて意義のあることである。私たちはあらためてここに勝利宣言を発する。

この裁判は、2006年12月20日、本部萩原光廣執行委員長（当時）以下5名の組合員が、中央労働委員会命令の履行確認のため、東京第二運輸所総務科を訪れたことに対し、会社が「テロリスト的な行為」と一方的に断罪する掲示を職場に掲出し、さらに訪れた5名に対し不当処分を行ったことについて、2007年4月26日、会社を相手取りJR東海労と5名の組合員が損害賠償請求と処分無効の確認を求めて闘ってきた裁判の控訴事件である。

第一審では、会社が「テロリスト的な行為」と表現したことが名誉毀損にあたるのか、さらには履行確認のため職場を訪問した組合員を処分したことは会社として正当な行為であるのかなどが争われた。判決では、「テロリスト的な行為という記載は、事実と異なる不適切な表現と言わざるを得ない」「本件所長書面の掲示は原告の名誉を毀損する不法行為である」「テロリスト的な行為という表現は、これを読む者に対し、原告らは偏った思想によって人の生命や、身体に対する重大な危害を企てようとするような危険な人物であるという印象を与えるものである」と断罪し、組合員5名に対する名誉棄損を認め、損害賠償を命じる画期的な勝利判決が言い渡されていた。しかし、JR東海労に対する名誉棄損と組合員への処分無効については退けられたため控訴し闘ってきたのである。一方会社も、5名に対する損害賠償命令を不服とし、双方が控訴する中で裁判が闘われてきた。

本日の控訴審判決で、組合員5名への名誉棄損を認め、会社の不法行為が認定されたことは画期的な勝利である。会社がこの間繰り返してきた労働組合敵視の労務政策に地方裁判所のみならず、高等裁判所からもメスが入ったことは今後の闘いに大きな力となる。

会社による攻撃は、私たちJR東海労の闘いが勝利的に進んでいることへの憎悪となり、さらにエスカレートすることは明らかである。私たちは、闘う労働組合への弾圧、テロリスト呼ばわりする会社を断じて許さず、今後も闘いを断固としておし進めていく。この勝利判決に自信と確信を持ち、蒲郡駅事件の完全無罪と加藤誠二さんの職場復帰を勝ち取る闘いははじめとして、すべての仲間と連帯してさらに闘い抜くことをあらためて宣言する。

2009年9月16日
JR東海労働組合中央本部